

(公印省略)
昭 産 発
令和6年11月1日

村 民 各 位

昭和村長 高橋 幸一郎

農作物収穫残さ等の焼却処分について（お知らせ）

このことについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により、周辺的生活環境に影響を及ぼす野焼きについては原則禁止されていますが、農業、林業、漁業を営む上で、病虫害の防除などやむを得ないと認められる焼却行為は、例外規定により焼却できるとされています。

つきましては、本村の基幹産業である農業振興を図るため、主要農作物に限り、農産物収穫残さ等の病虫害の防除対策を目的とし、別紙「昭和村農作物収穫残さ等の焼却処分計画書」に基づき焼却することになりましたので、村民皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、農業者で農作物収穫残さの焼却を行う場合は、下記の注意事項遵守の上、焼却を実施してください。

記

焼却上の注意事項

- (1) 焼却対象農作物残さ以外のものは、絶対に焼却しないでください。
- (2) 周囲の環境に影響のないよう適切な方法で焼却してください。
- (3) 風向・風速に注意し焼却してください。ただし、強風により類焼のおそれがある場合は焼却しないでください。
- (4) よく乾燥させ、煙が少なくなるよう焼却してください。
- (5) 高速道路沿線・主要幹線道路付近や住宅地周辺の焼却は、苦情の原因となるので焼却をしないでください。
- (6) 焼却する場合は、規模に応じた消火態勢を整えてください。また、消火の確認は確実に行ってください。
- (7) 焼却する場合は、一度にたくさん焼却しないでください。

家庭ごみや農業用廃資材の野外焼却は、法律や県条例により禁止されており、罰金等の罰則に科せられることもあります。

※焼却上の注意事項を守らない場合は、次年度以降の農作物残さ等の焼却処分ができなくなりますので、十分注意してください。（焼却対象農作物以外のごみを焼却した場合は、野焼きにあたりますので絶対に焼却しないでください。）

※苦情や生活環境への影響があった場合は、中止等の指導がありますので、周辺住民の方にご迷惑をかけないように焼却してください。

裏面をご覧ください

昭和村農作物収穫残さ等の焼却処分計画書

1 農作物残さの焼却の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県的生活環境を保全する条例」により、周辺的生活環境に影響を及ぼす野焼きについては禁止されていますが、農業、林業、漁業を営む上で、病虫害の防除などやむを得ない焼却は、例外規定により焼却できるとされています。

近年、野焼きが禁止されたことにより、こんにゃく・アスパラガス、ウド、トマト等において、葉枯病、茎枯病などの病気が発生し、その対策に苦慮している現状であります。特に、アスパラガスにおいては、茎枯病による品質、収量の低下により、栽培農家も年々減少している状況下であります。農業を営む上で、農作物残さの焼却禁止は、農業者にとって大きな問題となっています。

本村では、農業が基幹産業であり農業振興を図るため、主要農産物4品目の農業副産物・収穫残さ等の病虫害の防除対策を目的とし、農作物残さ等の焼却処分を実施するものであります。

2 焼却対象農作物

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) こんにゃく茎葉 | (葉枯病・腐敗病防除等) |
| (2) アスパラガス茎葉 | (茎枯病・斑点病等) |
| (3) ウド茎葉 | (イチョウ病・てっぽう虫) |
| (4) 雨よけトマト茎葉 | (葉枯病・灰色カビ・疫病) |

3 実施地域

昭和村全域

4 実施時期及び時間

- | | | |
|--------------|-------------------|------|
| (1) こんにゃく茎葉 | 令和6年11月17日～11月30日 | 14日間 |
| (2) アスパラガス茎葉 | 令和6年12月1日～12月14日 | 14日間 |
| (3) ウド茎葉 | 令和6年12月15日～12月21日 | 7日間 |
| | 令和7年3月20日～3月26日 | 7日間 |
| (4) 雨よけトマト茎葉 | 令和7年3月6日～3月19日 | 14日間 |

5 焼却できる時間

午前10時～午後3時まで